

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷四十第

行發日一月五年一十正大

論叢

マルクスの比例的關係の鐵則 法學博士 河上 肇

租稅立法^{に於ける}階級打算的態度 法學博士 神戸 正雄

社會哲學^{に於ける}主義的の二元論的思想 法學士 恒藤 恭

我が國民所得の地方別研究 法學士 汐見 三郎

時論

間接稅の整理を論ず 法學博士 小川郷太郎

說苑

功利主義と生産政策 經濟學士 堀 經夫

地學觀社會學說に就きて 法學博士 財部 靜治

雜錄

僧侶と勞働問題 法學博士 財部 靜治

舊岡山藩の井田法 經濟學士 黒正 巖

社會哲學における主意的

二元論的思想 (一)

恒藤 恭

一

あらゆる「社會的なるもの」の本質の説明につき、その指導原理を「意志」に求めむとする思想を、社會哲學における主意的傾向と呼ぶことと約束する。而して人類の社會なる概念に如何なる内容をあたへやうとも、それが妥當なる意味を有し得るためには、多數の人間の存在なる思想の要素を包容してゐなければならぬことは、おそらく自明の事柄と言つて可いであらう。しかも社會なる概念が、單に多數人の存在その者を意味するに止まらないで、それとは異なつた獨自の意味を有すべきであるとするれば、斯かる思想的要素を特有の概念にまで綜合するところの形式的統一が求め得られなければならぬ筈である。社會哲學上の主意的思想は、この統一を意志の働きに歸せむとするものであるが、其處には、個々の人間の意志を超越せる意志を擧示せむとする超個人主義的傾向と、個々の人間の意志その者に着眼せむとする個人主義的傾向とが岐れ得る論理的可能性があたへられてゐる。此れらの傾向のいづれか一つを固執するものを一元論的思想とよ

び、両者を併せて採擇するものを二元論的思想とよぶこととする。すなはち一元論的思想に従へば、一切の社會は超個人的なる意志に基いて存立するものとされるか、然らずんば、個人的なる意志に基いて存立するものとされる外はない。之に反して二元論的思想の見地からすれば、社會には、超個人的なる意志に基いて存立するものと、個人的なる意志に基いて存立するものとの二種類があるものと考へられるわけである。尙ほ茲に謂はゆる超個人的意志は、必ずしも形而上學的實在性を有する超個人的主體の意志たることを要しないのであり、従つて右に述べた意味における二元論的傾向は、いつも同時に形而上學的社會觀として現れるものではないといふことを附言して置き度い。

さまざまの社會科學の立場からする觀察の結果を綜合して見ると、謂はゆる近代的社會と、その以前の社會とは、同一の本質的特徴を保持するところのものゝ時間的前後狀態を呈示するのであると思惟することを許さないほど、互ひに異なる文化内容を展開しつゝ相對峙してゐることが知られる。

『有産階級が支配權を収めた處では、該階級は一切の封建的、族長制的、牧歌的關係を破壊した。それは、人間を自然的優者に連結したところの雜多なる封建的羈絆を無慈悲に引き裂き、亦

裸々たる利益、冷靜なる錢勘定の外には、人間と人間をつなぐ羈絆を殘存せしめなかつた。それは信仰的狂熱や、騎士的氣概や、市人的感傷やの神聖なる流露をば、氷の如く冷たき利己的打算の念によつて抑塞した。それは人格的尊嚴を交換價値に分解し、無數の特許的及び世襲的自由に代ふるに、唯一つの原顔無恥の商業的自由を以てした。一言を以て盡くせば、それは宗教的及び政治的幻影を以て蔽はれた掠奪の代りに、露骨な、鐵面皮な、端的な、殺風景な掠奪を齎したのであつた。有産階級は、從來尊重され、敬虔の念を以て視られた一切の職業から、其神聖なる外觀を奪ひ去り、醫師、法律家、牧師、學者をして、該階級より支拂を受くる賃銀勞動者に化せしめた。有産階級は、家族關係よりその感激的面紗を剝ぎ取り、之を純然たる貨幣關係に還元した。有産階級は、復古主義者が大に讚嘆する中世の野蠻なる力業が、如何に活氣なき懶惰を半面に伴つたかといふことを曝露した。それは、人間の活動が齎し得る所の何たるかを初めて證明した。それは、埃及の尖塔、羅馬の水道、ゴシックの殿堂をも凌駕する奇蹟をもたらし、民族移動にも、十字軍にも劣らぬ變動を生せしめた。——かうした „Das Kommunistische Manifest“ の或る個所の文句は、近代的社會の特徴と、その以前の社會の特徴とを、遺漏なく指摘して對照せしめてゐることは勿論言へないけれど、その對照の一面を極めて鋭く描寫した敘述の一例として擧げることが能きやう。斯かる根本的なる社會的變革に對して、如何なる立場から如何なる價値判斷を下すかを

問はず、近代的社會をその以前の社會から區別するところの、主要なる相異點のそれ／＼を飽くまでも明確に意識せむと試みることは、決して無用の努力ではなからう。而して吾々は斯かる『明確なる意識』の展開を、Ferdinand Tönnies の著述¹⁾ „Gemeinschaft und Gesellschaft“ において觸目することが能きる。

テンニースは、社會哲學的思想において、前に述べた意味での主意的二元論的傾向を最も鮮明に代表する者である。彼は Wille の Wesenswille と Willkür との根本的ニ種別があることを認め、それに對應して、社會についても Gemeinschaft 及び Gesellschaft なる二類型が根本的に區別せらるべきであり、斯かる基礎的見地を把持することによつてのみ、一切の社會現象の本質と意義とを正當に理解し得るのであると説く。彼の種々の著書及び論文を通じて、斯かる根本思想が恒に主張されてゐるが、それを體系的に論述した前記の著書のうちに、彼は古代並びに中古の社會から近代の社會への推移の過程を批判的に考察し、この推移は正しく社會の基本的類型の一たる Gemeinschaft が衰頹して、他の一類型たる Gesellschaft が榮え行くことを意味するものと見きわめてゐる。近代的社會とその以前の社會との文化内容の對照、殊に經濟的文化内容の對照について斯くばかり精緻なる論述を他に求めることは、必ずしも容易でなく、それから受ける理論的印象は、力強くわれ／＼の思索に影響を及ぼさむとするものがある。それは又、斯くの如く、二種

1) Gemeinschaft und Gesellschaft. Abhandlung des Communismus und des Socialismus als empirischer Culturformen, 1387.
2) Tönnies, Gemeinschaft u. Gesellschaft, S. 100 ff., S. 3 ff.; Zur Einleitung in die Soziologie, (Zeitschr. f. philosophische Kritik, 115, S. 241 ff.); Philosophische Terminologie, 1906, S. 7 ff.; Soziologie und Geschichte, (Die Geisteswissenschaften, 1913, Heft 3, S. 60), etc.

の基本的社會類型を規定しながら社會現象を考察することが、社會の本質を把握する上に、如何なる索縁を供するか、いか程の效果をもたらすかといふ點に、われわれの興味をいざなひ寄せるであらう。

この稿に『社會哲學における主意的二元論的思想』と題したものと、この種の思想——(上)のべたやうな意味での——を廣く一般的に考察しやうとする所存ではなく、唯テンニースを中心としたその考察を試みやうとするに過ぎない。その方法としては、社會哲學の方面におけるホッブスの思想を吟味し、ヘーゲル並びにショウペンハウエルの思想を概観した後、それらの思想と積極的に又は消極的に關聯せるものとして、テンニースの社會理論の要領を考察することとする。テンニースの思想に著しい影響をあたへたものには、その他コムト、スペンサー、マルクス及びギールケの思想などを擧ぐべきであらうと思ふけれど、姑く考察の範圍を上記の如く限定したい。また上記の諸思想とテンニースの思想との關係についても、事實的因果的關聯をさぐらうといふよりは、理論的意味的關聯を明かにして行くことを主眼としたいと思ふ。

二

近代の歐羅巴における社會哲學的思索の先驅を成したものは、十六世紀の末年から十八世紀の初めに至る頃の自然法學者たちの社會契約説の理論であつた。それは、教權の壓迫と封建制度の

束縛との下に永い間鬱屈してゐた個人的精神が、さまざまの中世的桎梏をかなぐり棄てた後の自由な境地に立つて、自己と對峙する社會に當面したとき、生まれ來つた新しい社會觀であつた。

（その際、社會と國家とは未だ概念的に峻別されず、社會の問題はやがて政治の問題であり、社會觀と國家觀とは一つに重なり合つてゐた。）

個々の學者によつてあたへられた細目的内容の相異を姑くかへりみないこと、すれば、當時の社會契約説の成熟せる形態のうちに一貫した理路を求めることが能きる。——人類は、その原始の時代において、法律なく國家なき自然状態にあつたが、彼等は、何等かの動機に促されて、相互の間に契約を結ぶことにより、秩序ある社會状態を招來したといふのが、それである。

恰も知識の世界において、自然科学的研究の勃興と共に目ざめて來た批判的精神が、經驗的主觀に至上の權威をみとめたと同様に、實際の世界においても、道德及び正義の根源として超自然的なるものに隨從する態度は一擲されて、個人的自我は終極的絶對者の地位に高められた。そして本來相互の關係において獨立對等なる個人が、一定の規範に遵據して共同に生活せむことを目的とする契約を締結した結果、社會は發生せるものと考へられたのであつた。社會契約は、契約中の契約とも謂ふべき原本的契約たるものであるけれど、ひとしく契約たる以上は、他のあらゆる契約と同様に意志と意志との合致によつて成立するものと思惟されなければならぬ。この點に

において 社會契約説の思想は、人間の意志を以て、社會的なるものの説明の原理とする傾向を有つものと言ひ得られるであらうけれど、しかも、その意志は個人の精神に先天的に内在する一定の理智的性能によつて、その内容を規定せらるゝものと視るのが、社會契約説の考へ方であつて、人間の知力に限り無き信頼の念を託したところの、當時の一般哲學を支配した主知的傾向は、此處にもその一面を露はに呈示してゐるのである。

中世的思想においては、人間の現世における一切の營みは、それ自身において何等の價値をも有せず、やがて來るべき永遠の生活の準備として役立つ限りにおいてのみ意義ありとされ、社會生活のあらゆる事象は、超越的なる神の意志又は攝理によつてその歸趨を規定せらるゝものと信せられた。それに對して、社會契約説が、社會又は文化を以て個人の創造の所産と視、社會的事象の價値の規準を社會契約の裡に求めやうとしたことは、理論的にも、實際的にも極めて重大なる意義ありし事柄と言はねばならぬが、他面には、批判的精神の不徹底と、理知に對する過大の信頼とが、根本的缺陷をその理論の内部に胚胎せしめたことも明かである。即ち社會契約説においては社會の成立過程は合理的に説明し盡され、社會の構造は全く器械的に解釋されてゐたのであつて、その結果、不合理なる因素が社會現象に關して具有する意義は不當に没却され、價値と實在との社會的交渉に對する深い理解のために缺く可からざる歴史的方法是甚しく不問に付せ

られた。そして社會と個人と、個人と個人とを連繫する有機的關係は十分認識されず、國家と臣民と、市民と市民との政治的・法律的關係に抽象化されたものとしてのみ、理論的考察の對象とされ勝ちであつた。

上述の如き特色をもつてゐる十七、八世紀の頃の社會契約説は、ヨハネス・アルトシウス並びにフリーゴ・グロチウスを経て、トーマス・ホッブスに至つてその頂點に達した。

三

中世において基督教の教義に遵據して打ち立てられた正統的社會觀は、社會的事物を説明する終極の原理を神の意志に求めた。而して教父や神學者たちの見解は二つに岐れた。即ち人間の社會の代表者と考へられた地上の國家は、一方には、神の意志によつて創造され、神の定めた目的に直接に貢獻するものと認められたが、他方には、惡魔の所産であり、人間の罪惡の結果であると視られた。しかも萬有を包括する宇宙が、神の意志に基いて創造され存立するところの調和的秩序たる如く、人間の世界も亦終極においては神の主宰に服する有機的全體たるものとする見地からすれば、假令國家を惡魔的事物と視たとしても、必竟は神の榮光をあらはすための手段として、その存立の究極の理由を、神の意志に歸せしめられねばならなかつた。¹⁾

かやうな超越的、宗教的國家觀も、中世の末葉に至つては、次第にその固有の色彩を失ひはじめ、

1) cf. Gierke, Johannes Althusius, 2. Aufl., 1902, S. 60 ff.

希臘の哲學思想を取り入れた新しい國家觀が頭を擡げた。國家は人間が相互保全のために締結する契約によつて發生すると説くエピクロス學派の思想と、アリストテレスにその源を發するところの、國家の成因を人間の天賦の社交性に見出す思想との二者が、その際主たる嚮導者としての地位を争うた。

此新しい國家觀は、先づ統治契約説の形態をとつて現れた。²⁾ 從來の神學的政治思想においては君主は神の授權に基いて人民を統治する地位に立つものと解せられたが、斯かる見解を世俗化する第一過程として、統治の權能は神の意志から出るといふ考へ方を保留しつつ、しかも該權能を直接に授けられる主體は人民であり、人民は更に之を君主に委託するのであると視る見解が立てられた。茲において、君主と對立して契約の當事者たるところの全體としての人民は、如何にして、その個々の構成員より獨立なる統一性を保有するかといふことが問題とされるに至つた。³⁾ これに對する解答として、一方には、人類は神の賦與した性能に促されて必然的に國家を形成するのであると主張する學説が現れ、他方には、國家は人間の自由なる且つ理性的なる意志の合致によつて成立すると説く社會契約説が現れた。⁴⁾

これら兩様の學説の中で、後者が漸次勢力を獲得した。それによれば統一的全體としての人民は個人の自由意志に基いて成立するとされるのであるから、國家における統治權能の根源が神の

2) cf. Gierke, *ibid.* S. 77 ff.

3) cf. Gierke, *ibid.* S. 84 ff.

4) cf. Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, III, S. 628 ff.

意志にあることを前提とする從來の統治契約説との間に扞格を生ずるわけである。この矛盾は十分に解決されない儘で近世に及び、アルトシウス及びグロチウスに至つて除却された。

社會的、政治的理論の考察から、中世以來の宗教的、神學的方法を排斥し去らむとした點に、グロチウスの功績の渺からざる部分が存するとも認められてゐる。彼にあつては、社會的事物の説明の最高原理は、最早神の意志に存しないで、自然法に存し、國家は、人類が自然法に遵據して相互に契約するにより發生するものとされる。但しグロチウスは斯かる一元論的傾向を貫いてゐるものではなく、二元論的傾向との間に動搖してゐる形跡を示してゐる。それは彼が、アリストテレス風の超個人主義的思想からも、社會契約説の個人主義的思想からも、共に影響を受けたことに因るのであつて、彼の所論に従へば、『人間は結合の欲望、即ちその知力によつて組織された平和なる社會状態において他人と共に生活せむとする欲望を有する。……この社會に對する性向は、固有の意義における法の源泉であり、他人の財を奪取せざる義務、自己の占有する他人の物及びそれより生ずる利得の返還、契約を履行する義務、自己の過失に因る損害の賠償及び刑罰の應報を規定する法は、それから生じる。……人類の間に相互に義務を負担すべき何等かの方法の存在することが必要であり、且つ其他の方法が案出し得られない故を以て、自然法は、自己の契約に忠實なるべきことを命令する、この源泉から公民的權利が生じる。何となれば、團

體にまで結合せる人々、又は一人もしくは數人の支配の下に服せる人々は、團體員の多數、又は權力の委託を受けたる者の定むる所に従ふべき旨を、明白に約束し、又は暗黙に約束したるものと、事物の性質よりして推測し得るからである。』即ち『國家とは法の維持及び共同の利益のために結合せる自由なる人間の團體である。』

斯かる所説に徴して、グロチウスは、國家が個人の共同の意志によつて成立することを主張すると共に、他方には、國家の成立以前に、人間の社交的性能に基く社會狀態が存在し、其處では若干の法律制度、殊に財産制度が、自然法によつて認められてゐると説くものたることが知られる。グロチウスがかやうに二元論的解釋を交へてゐるに反して、アルトシウスはすべての種類の社會を契約説により説明せむとする態度を固持してゐる。彼の見解によれば、人間は必要及び社交性に促されて社會生活にまで團結するのであるが、團結その者は暗黙の又は明白の契約によつて行はれる。家族、社團、地方自治體、國家等の團體は、悉く斯かる方法によつて成立するものに他ならぬ。この點においてアルトシウスとグロチウスとは、その趣を異にしてゐるけれど、『人類は社會的動物である』といふアリストテレス以來の思想を、論程の中に加へてゐる點においては一致してゐる。この前提を抛擲して、社會の契約的解釋を徹底したものは、ホッブスの社會觀である。

5) Grotius, De jure belli ac pacis libri tres, Prolegomena, 6, 8, 14

6) ibid. I, i, 14

7) cf. Gierke, Althusius, S. 21 ff.

四

近代の社會思想の根柢に底深く喰ひ入つてゐる唯物論的思想は、すなはちホッブスの社會觀の根本的前提であつた。アリストテレスの哲學が、中世の後期において、基督教の神學者たちに受け容れられたのに反して。エピクロスの哲學は、異端的思想の模型的なるものとして、きびしく指揮されたのであつたが、ホッブスは後者に倣つて、唯物論的、原子論的社會觀をきびきび上げた。

ホッブスの解釋によれば、哲學の對象は物體及びその運動である。一切の實在は物體的であり、一切の事象は物體の運動に他ならぬ。精神はより精妙なる構造を有する物體であつて、さまざまの精神現象は、斯かる物體を構成せる物質的成分の運動たるに過ぎない。而して外界の運動が、人體の感官及び神經を通じて腦髓及び心臓に傳はるときは、其處で行はれてゐる運動と會して、一定の反動を生せしめる。この反動は、それを惹起した對象が人間の生命の發展に資するものであるか否かに随つて、或はその對象に向つて接近せむとする傾向を示し、又はそれから離反せむとする傾向を示す。²⁾ 前の場合には、右の反應的運動は欲望 (Desire) もしくは嗜好 (Appetite) とよばれ、後の場合には嫌厭 (Aversion) と呼ばれる。一般に人間の欲望の對象たるものは善 (Good) であり、その嫌厭の對象たるものは惡 (Evil) である。前者は吾々の愛する所であつて、吾々により快樂と感ぜられるが、後者は吾々の憎惡する所であつて、吾々により不快と感ぜられる。欲望

1) cf. Tönnies, Thomas Hobbes, der Mann und der Denker, 2. Aufl., 1912, S. 98 ff.

2) cf. Paul Janet, Histoire de la science politique, 3. éd., 1887, T. II. p. 147.

が對象の獲得の豫見を伴ふときは希望であり、嫌厭が對象から來る害惡の豫見を伴ふときは恐怖である。或る事柄を爲すに因り又は爲さざるに因り生ずるところの善き結果又は惡しき結果が、吾々の思想の中に相次いで現れ、同一の對象について欲望と嫌厭と、希望と恐怖とが交互に吾々の心のうちに起る場合には、之を考量(Deliberation)といふ。考量された所のが實行され、又は不能なりと思惟されたときには、考量は終結する。考量において、吾々は欲望又は嫌厭に應じて或る事柄を爲し又は爲さざる自由を有するのであるが、考量が終結した際における最後の欲望は即ち意志(Wille)である。されば人間の有意的動作は、必ずや不快を避け、快樂に就かむとする性質を有するものと言はねばならぬ。

運動する物體の外には何物も實在しないといふ見地から、個々の人間の本質を説明したホッブスは、同じ方法を以て人間の社會の本質をも説明しやうとした。

法律哲學又は國家論の方面におけるホッブスの貢獻の最も大なる點は、國家の人格者としての統一性を最も鋭く認識したことにあると言はれてゐるが、しかも彼は、相互に全然獨立して、その間に何等の本質的關聯をも示さぬところの個人の多數から出發して、國家の絶對的統一性に到達した。——自然状態と國家状態とを極めて峻刻に對立せしめること、その一者から他者への推移を可能ならしめる社會契約に純粹なる構想をあたへることにより、彼はこの企てに成功した。

3) Thomas Hobbes, Leviathan, chap. VI.; De homine, (deutsch), Kap. XI.

4) Gierke, Althusius, S. 189.

遠き過去において人類は天恵充ちあふるゝ状態に生きてゐたが、原罪の科により苦患の境涯に墮ちたといふ古い傳説は、中世の教父たちの國家觀に利用され、現に見る如き國家狀態又は社會狀態の成立する以前に、國家及び財産制度なき自然狀態が存在してゐたものと考へられた。而して人類は如何なる原因に基いて一の狀態から他の狀態に移つたかといふ問題に對する解答は一樣でなかつたけれど、いづれにせよ、自然狀態は自由と幸福とにめぐまれた黄金時代たりしものと信せられた。自然法學者はこの原因を決定的に社會契約に求めるに至つたが、自然狀態の歴史的事實性に對する信念は衰へなかつた。

しかるにホッブスの社會契約説においては、自然狀態はもはや漂渺たる夢幻の世界たるものではなく、現實の醜惡なる人生と相表裏して存在せるかの如き世界となつた。斯かる着想の變化をもたらしたのは、彼の哲學の特有の方法であつた。實在するところの物はその本質上個別的であり、吾々は概念によつて之を認識することを得ない、概念は實在の單なる記號に過ぎず、眞理は實在の記號たる名辭と名辭とを結合する命題についてののみ妥當する。而して個々の名辭その者の内容は、われ／＼の意志によつて決定されるのであるけれど、それが一度構成された以上は、名辭と名辭との關係は吾々の意志によつて自由に左右することを得ない⁵⁾。かうした唯名論的思想が、主理論的自然主義的精神と結合した。自然科学的方法の特色は、數學的概念を應用して現象の因

5) cf. Tönnies, Thomas Hobbes, S. 91 ff.

果關係を精密に規定する點に存するのであるが、ホッブスによれば、哲學の任務は、正しき推理により、想定された原因からその結果を認識し、且つ承認された結果からその可能的原因を認識することに存する。而して推理は論理的計算に他ならぬものであり、思惟の作用は恰も加減の算法の如く觀念の分析及び結合によつて行はれる。かくて哲學は一定の原因より生ずべき結果を正確に豫見することにより人間の實生活に寄與する。——學問は單なる事實の智識とは異なつて、原因の知識又は事實の發生に關する知識である、されば固有の意義における學問、即ち先天的に論證し得べき知識は、吾々がその成立を確實に知るところの對象、即ちその原因が既に定義の中に包含されてゐるところの對象についてのみ可能である。然るに吾々は吾々自身が造つた對象即ち人間の意志によつて作製された對象についてのみ、その成立を知悉してゐる。吾々自身が劃した線の中にその諸性質の原因をもつ幾何學的圖形や、吾々自身がその原則を作成した法及び不法について、學問的知識を獲得することの可能なる理由は、右の點に存するのである。⁶⁾

前に説明したやうに、ホッブスの見解に従へば、個人の欲望の對象たるものは善であり、その嫌厭の對象たるものは惡である。されば、それ自身善なるもの又はそれ自身惡なるものは存せず、或る事物が善なるか、惡なるかは、人により、時により、處により、事情により變動するわけである。⁹⁾ 然らば吾々は善惡を判斷すべき何等の標準をも有たないであらうかといふに、ホッブスは、

6) Hobbes, De homine, Kap. X.—cf. Lange, Geschichte des Materialismus, 9. Aufl., 1914, I, S. 236 ff.

7) Hobbes, De homine, Kap. X.—cf. Tönnies, Thomas Hobbes, S. 92-93, 96.; Windelband, Lehrbuch der Geschichte der Philosophie, 9. u. 10. Aufl. S. 327.

8) cf. Tönnies, ibid. S. 199-200.

9) Hobbes, Lev. chap. XV.; De homine, Kap. XI.

その標準は國家において初めてあたへられると説く。而して彼がかくの如く國家に關して正確なる智識が存し得ると認められたのは、必竟彼の謂はゆる國家が、現實の歴史的國家を意味しないで、人間の意志によつて構成された觀念的形象を意味するものとされてゐるからである。¹⁰⁾

かやうな意味において、ホッブスは、國家に關する哲學が成立し得るものと思惟したのであり、従つて彼の謂はゆる國家狀態に對立する所の自然狀態も亦、等しく先天的に、觀念的に構成された對象たるものと解されなければならぬ。それ故、ホッブスの意味における自然狀態は、遠き過去はもとより、現在においても歴史的に存在するものとは考へられてゐないわけである。しかも彼は、現實の社會生活の事相に對して眼をふさぎ、全く思ひのまゝに人類の自然狀態なり國家狀態なりを構想したわけではなく、むしろ反對に、現實に經驗し得られる人間の性質、日常彼が見聞せる人間の生活に對する鋭き洞察に基いてその構想を企てたのであつた。¹¹⁾ その時代の自然主義的傾向の代表者として屢々彼と並稱されるベーコンが、歸納的研究方法を尙んだのに對して、彼は演繹的研究方法を推奨せるデカルトに共鳴したと視られてゐるが、それは純粹なる演繹法ではなくて、假設的—演繹的方法 (die hypothetisch-deduktive Methode) とも呼ばれるべきものであつた。物理學や人性論やにおけると同様に、ホッブスは國家論においても、先づ若干の根本的觀念の嚴密なる定義を行ひ、それからして次第に種々の原則を抽出する方法をとつてゐる。而してそ

10) cf. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., 1920, S. 208 ff.; Tönnies, Thomas Hobbes, S. 93; Windelband, *ibid.* S. 363.
11) Hobbes, De cive, Kap. I.—cf. Atger, Essai sur l'histoire des doctrines du contrat social, 1906, p. 166.
12) cf. Lange, *ibid.* S. 237-238.

これらの基礎概念の内容は、感覺によつてあたへられたものを分析し、獲得されたる要素を創造的に合成することによつて決定されるのである。¹³⁾斯かる方法が如何なる價値を有するかは別論として、ホッブスの極めて抽象的に想定せる人類の自然状態の一面に、濃厚なる現實性のあらはれてゐる所以は、會得されるであらう。

五

ホッブスの想定せる人類の自然状態 (the natural condition) は、彼の人性論において論述されたやうな利己的性情を何等の拘束もなく發揮しつゝ、人間が群棲せる状態である。人間は精神及び肉體の能力においては平等につくられて居る、そこで人間は目的の獲得に對し平等の希望をもつ。今もしも二人の人間が同一の物を欲望し、しかも二人が共に之を享樂し得ざる場合には、彼等は互ひに敵となり、他を傷害し又は壓服せむと努める。而して人間の天性のうちには、鬭争を生ずべき三個の主因が存する、競争、猜疑及び名譽心がそれである。されば人間が、共同の権力の下に立つことなく生活するときは、絶え間なき『萬人對萬人の戦争』の状態を現出せざるを得ない。けだし戦争とは單に格闘を意味するのみならず、格闘によつて争はむとする意志の存在が十分知られてゐる状態をも意味するからである。斯かる状態においては、産業をはじめ交通、美術、學問、社會などの發達する餘地は皆無であつて、人間は絶えざる恐怖と横死の危険のう

13) cf. Tönnies, Thomas Hobbes, S. 91; Höffding, A History of Modern Philosophy, transl. by Meyer, 1915, I. p. 265.

ちに生存し、孤獨、貧窮、野蠻且つ短命なる生涯を送る。そこでは、各人は唯一個の自然權 (Right of Nature) を有する——自己の生命の維持のために自己の方を思ふまゝに使用し、自己の判斷及び理性により最良の手段と認める所のものを何と限らず爲し得る自由がそれである。¹⁾

自然は人間をかやうな悲惨な状態に置くのであるが、彼等はそれから離脱する可能性をあたへられて居ないわけではない。その可能性は、一部分は感情 (Passions) から成り、一部分は理性 (Reason) から成る。即ち死の恐怖、安樂なる生存に必要な物の欲望、及び産業によつて之を獲得する希望は、人間をして平和に向はしめる感情であり、他方には理性は、人間が互ひに協定し得るための適宜なる平和の條項を彼等に暗示するのである。これらの條項は自然法 (The Laws of Nature) と呼ばれるところのものであつて、人間の自己保存の性能の無條件的肯定を意味するところの自然權に制約を加へ、以て人間をして自然状態より脱離するよすがをさづけるものである。而して理性によつて發見される一般的原则たる此自然法は、人間に向つて、自己の生命をそこなひ又はその維持の手段を奪ひ去る所のものを爲すことを禁じ、彼が依て以て自己の生命を最も良く維持しうるものと思惟する所のものを爲さざることを禁ずる。自然状態にあつては、各人は相互に戰爭状態に置かれるのであるから、各人は自己の理性の支配を受けるのみであり、敵に對し自己の生命を維持するために役立つ所のもので、彼が使用し得ざるものは無い。従つて斯か

1) Hobbes, Leviathan, chap. XIII, XIV; De cive, Kap. I.
2) Hobbes, Leviathan, chap. XIII, XIV.; De cive, Kap. I.

る状態においては、各人はあらゆる物に對して權利を有し、他人の身體に對してすらも異なる所はない。斯様なあらゆる物に對する各人の自然權が存續する間は、何人にとつても自己の天壽を全くし得る保證がない。故に自然法の第一原則は、「各人は、平和を獲得する希望を有する限りは、之を追求すべきである、而して平和を獲得し能はざる場合には、一切の戦争の手段及び方便を利用することを得る」といふにある。平和を追求すべきことを人間に命ずるところの此第一原則から次のやうな第二原則がうまれる——「各人は、平和と自己の防衛とのために必要なりと思惟する限度において、他人も同様に爲すならば、すべての物に對する權利を拋棄することを決意し、他人が自己に對して有することを容認し得る程度の自由を他人に對して有することを以て満足すべきである」。この第二の原則が命ずる所を各人が擧つて實行しうるやう、第三の原則は「各人はかれらの締結したる契約を履行すべきである」と命ずるのである。³⁾

エピタロスは、何物によつてもかき亂されず、靜かに足らへる心の状態を以て、眞實の幸福と觀たが、物體の運動を以て一切の現象の眞相となし、生きることは、それからそれへと欲望を持續することであると考へたホブズは、次ぎ次ぎに欲望せらるゝ事物の獲得に絶えず成功することにおいて、人間の幸福は成立するものと認めた。⁴⁾ しかるに利己的個人の集存の構想から抽出された種々の歸結を具體化する自然状態は、斯かる人間の幸福をもたらすには最も不適當な状態であ

3) Hobbes, Leviathan, XIV.—cf. Paul Janet, *ibid.* p. 152 et suiv.

4) Hobbes, *ibid.* chap. XI.

るところから、理性は個人をしてその自然の自由を抛棄して國家狀態に入るべき途を指し示す。その途は、彼等が互ひに契約して彼等の自然の權利を第三者に讓渡することに存する。『彼等をして外人の侵略及び相互の侵害より免れ得させ、以て彼等みづからの産業及び大地の産物によつて自己を養ひ、満足に生活するの途を保證し能ふ如き共同の權力を設定する唯一の方法は、彼等の一切の力を擧げて、一人、又は多數決により彼等のすべての意志を一つの意志に還元するところの一合議體に授與することにある、換言すれば、かれらの人格を保持すべき一人又は一合議體を選任すること、且つ各人は、かくの如く彼等の人格を保持する者が、共同の平和及び安全に關する事物について爲し又は爲さしめたる事柄は、自ら之を爲したるものと承認し、以て彼等の意志を悉く彼の意志に服せしめ、彼等の判斷を彼の判斷に服せしめることにある。この事たる、單なる同意又は贊同以上のものであつて、各人と各人との規約によつて造られたところの單一なる人格者にまでの、萬人の眞實なる結合に他ならぬ。その際、各人は各人に向つて恰も次の如く發言するものと考へられるであらう——「余は、自己を支配する余の權利を、この人、又はこの合議體に委任し且つ讓渡する、但し汝が、同様に汝の權利を彼に讓渡し、すべての彼の行爲を承認するといふ條件の下に」。この事が爲されたときは、斯く一人格において結合された多衆は國家とよばれる。』⁵⁾

5) Hobbes, Leviathan, chap. XVII.

六

國家狀態の下において初めて、自然法の諸原則がその效力を確保される結果、人間は生活の安定を得、種々の文化的活動を營み得るが、それは、人間が自然狀態を脱離すると共にその利己心を失ふがためではなくて、内部に於ける平和を維持し 外部よりの侵略を撃退するに足るところの絶大なる實力を有する國家意志が常に各人の上に臨んでゐるからである。¹⁾——斯かる見地から、ホッブスは、專制主義的政治理論をきづき上げたが、その點は茲では關する所ではなく、唯彼が、社會なる概念を成立せしめる統一的形式要素の何たるかを、自覺的に問題とし、且つ的確なる仕方ですれを指摘してゐる點を力説したいと思ふ。

前にも言及した如く、ホッブス以前の社會契約説には、社會の成立を自然的因素に歸する思想が混入してゐたが、ホッブスは社會契約説からこの種の思想を嚴密に斥出せむとする自己の見解を辯護するために、人間は本來政治的生物であり、社會は人爲を俟つことなく自然に成立するとなす傳來的説明を以てしては、人間の社會の現象が解釋し得られないことを論じてゐる。——蜜蜂や蟻などのやうな或る種の動物は社會的な生活をいとむものである。しかも彼らは、彼等の個々の判斷及び欲望の外には何等の指導者をも有たず、且つ共同の利益と認める事柄を他の者に傳達するための言語をも有たない。然らば、何故に人類も亦同様に生活し得ないのであるか？こ

1) Hobbes, De cive, Kap. VI.

の疑問に對してホッブスは、人間は、それらの動物とは違つて、絶えず名譽及び威嚴に向つて競争し、従つてその間に嫉妬及び憎惡を生じ、遂には戦争をも生じるに至ること、それらの動物においては自然の欲望が相類似し、共同の善と私の善とが分化してゐないけれど、他人と自己とを比較することによつて悦びを感じるところの人間は、他人に優越することを熱望すること、それらの動物は、理性を有たぬために、彼らの共同の事務の遂行について過ちを發見しないに反し、人間の中には、自己が他人よりも賢明であり、より好く公共を支配し得ると思惟する者があつて、思ひ／＼の方法を以て改革及び革新を企てむとし、因て紛擾と戦争とを惹起すること、それらの動物と雖も、多少は音聲を用ゐて、自己の欲望や感情を他に知らしめやうとするけれど、人間の如く、自己の眞意を伴りて表現しうる言語をもつてゐないに反し、人間は斯かる言語をもつために相互の平和をやぶること等の相違をあげて、人間が自然的に社會生活をいとなみ得ない理由としてゐる。²⁾

かやうに、ホッブスの觀る所では、人類は自然的に結合して社會を形成すべき何等の統一的要素をもあたへられてゐない。自然状態は、無数の個人が、絶えず新たに發生し且つ變化して止まない欲望に驅られつゝ、しかも其間に理解なく、同情なく、共通の規準なく、恰もそれぞれ特有の運動方向をあたへられた物質的原子が離合集散するやうな趣を呈しつゝ生活せる状態である。

2) Hobbes, Leviathan, chap. XVII; De Cive, Kap. V.

斯かる極端なる孤立と混沌との状態に對して統一と安定とをあたへ得るものは、また最も絶對的なる統一性を有つた因素でなければならぬ。萬人がその自然の權利を残りなく提供することにより成立するところの絶對的權力を根柢とする唯一の權威意志において、ホッブスは、求めらるゝ因素を見出した。

しかも此點について注意を要するのは、彼の謂はゆる國家意志は、ヘーゲルにおける客觀的精神や、歴史法學者における國民確信やのやうに、個人を超越せる形而上學的存在者の意志を指すものではなく、飽くまでも經驗的にあたへられたところの——但し自然的にはなく、全然人爲的にあたへられたところの意志を意味することである。『Common-wealth』と呼ばれる彼の偉大なるレヴァイサン又は國家は、人爲によつて創造される。それは人爲の人につきず、唯自然の人よりも大なる體格を有するのみ……。それにおいて、主權は人爲の精神として、全身體に生命と運動とをあたへる。……この人爲の人の性質を叙述するために、余は第一にその材料と製作者とを考察するが、両者はいづれも人である。『Leviathan』の冒頭に置かれた斯様の文句は、ホッブスの全國家觀の主意的、個人主義的傾向を表明して遺憾なきものといふべきであらう。しかしながら、互ひに獨立の存在を有する無數の個人の意志から、如何にして單一なる國家の意志が成立すると考へられるのであるか？。

この疑問に對して、社會契約に参加する多數の個人の意志は、その内容において全然合致してゐる故、そこから統一的意志が生まれるといふ解答が、考へられ易いであらうけれど、ホッブスは斯かる見解に與みするものではない。何となれば契約は、その本質上、飽くまでも互ひに對立せる獨自の意志と意志との關係であり、従つてそれらの意志は永久に合一することはあり能はぬからである。即ち、契約においては、これに参加する各人の意志が、その内容において合一するといふ——契約の一般的性質以上に、何等かの因素が求められなければならぬ。そして、其れは契約の特殊的内容の中に發見される外はないであらう。

ホッブスが社會契約にあつたへた内容を檢べて見ると、該契約は、二個の效果の發生を來すべきものとされてゐる。即ち一方には、各人は自己の自然權を特定の一人又は一合議體に讓渡すべきことを相互に約束し、他方には、各人はその一人又は一合議體のなしたる一切の公けの行爲を、自己の委任に基くものとして承認すべきことを相互に約束するのである。——第一に、自然權の讓渡と謂ふのは、その實質は、各人が特定の一人又は一合議體のために自己の自然權を拋棄すること、換言すれば、以後各人は、右の主體の爲す所に對し、自己の生命の喪失の危險に迫つた場合を除く外は、何等の抵抗を爲さざるべきことを意味する。その結果、該主體は絶大なる權力を把握することとなり、その意志はすべての各人の意志に優越して、之を支配することを得る。次

3) Hobbes, Leviathan, chap. XIV.; De cive, Kap. II.

に、各人は、右の一人又は一合議體を以て、一切の公共の事務に關し自己を代表するものとして承認し、該主體とすべての個人との關係は、實爲者 (an Auctor) と授權者 (Authors) との關係となる。茲において元來は多 (Many) である衆民が一個の人格 (One Person) となる。けだし人格をして一たらしめるものは、被代表者の統一性 (Unity) ではなく、代表者の統一性だからである。この人格を支持する者は主權者 (Sovereign) であり、彼が公共の事項についてなした行爲は、すべての各人の是認を受くべきであるから、彼は萬人に優越せる意志を有つこととなるのである。

社會契約に基いて發生する此れらの二個の效果の競合によつて、一個の統治權力を有する一個の人格、即ち國家が創造されるといふのが、ホッブスの社會契約説の骨子である。統治權力と人格とは一個の主權者によつて保有され、後者の優越せる意志が、並存せる多數の個人の意志を支配する所に國家は成立すると思惟されてゐるのであるが、國家構成の統一的要素たる此主權者の意志は、決して個人を超越せる神秘的意志ではなくて、現實に存在する一個人の意志又は一合議體において多數決によつて決定された意志に他ならぬ。唯この現實にあたへられた意志が、一切の個人の意志に優越して之を壓迫する力を有つ故にこそ、人工の巨人レヴァイアサンは生存し能ふのである。

茲で、ホッブスが社會契約の理論を展開し來つた方法的立場を回顧するときは——以上のやう

な過程を経て成立すると思惟されてゐる所の國家が、果して現實に、歴史的にあたへられてゐるか否かは右の理論の學問的價値に直接影響する問題ではない。唯この理論によつて闡明された形式的統一性を標準として觀念的に構成された國家は、能く眞實の認識即ち哲學の對象たり得るものである。しかも斯かる理論は、決して現實の世界と没交渉なるものではなくて、むしろ反對に、現實の社會生活を實際的に支配する目的に向つて、多大の貢獻を致すものであるといふのが、方法的に解釋したホッブスの眞意であらう。

上來考察した所によつて、社會哲學の方面におけるホッブスの主意的一元論的思想の要點をほぼ分明にし得たと思ふ。テンニースの主意的二元論的思想は、ホッブスの社會觀から著しい刺衝をあたへられ、謂はゞ、後者を核心として成長したものであると考へられるが、個々の點について兩者の關聯を検討することは、後節にゆづることとする。